

2016年7月12日

貿易保険のこと

公益財団法人 国際通貨研究所
独立行政法人 日本貿易保険(NEXI)理事 小泉哲哉

ドーバー海峡に壁ができる。壁の高さはまだわからないが、人と物の自由な行き来を保障し、規制や銀行ライセンスを共通化した EU から英国が離脱するという、予測不可能な事態が起こる。日本企業は、英国・欧州（EU）双方での戦略見直しに追われる 2 年間となるだろう。メディアも、「欧米」という言葉は安易に使えなくなる。「欧」か「英」かを区別して意識せざるを得なくなるだろう。更に、「英」「欧」それぞれの内部崩壊に歯止めがかけられるのかが注目される。この様な混沌とした状況にあっては、自社のリスク管理に万全を期す必要があると同時に、取引先が抱えるリスクにも、十分注意する必要がある。

さて、私が理事を務める貿易保険のことを少し紹介させて頂きたい。現在、独立行政法人日本貿易保険（NEXI: Nippon Export and Investment Insurance）が引受け、国が再保険しているこの制度は、1950 年に創設され、戦後日本の輸出振興期からこれまで、時代時代の要請に応じて商品制度を変えつつ、我が国の対外経済発展に貢献してきた。2017 年 4 月に NEXI は政府 100% 出資の株式会社に衣替えするが、政府が支える制度であることに何ら変わりはない。

貿易保険は大きく分けて 3 つの種類保険を引き受けている。第一に輸出に掛ける保険である。これは輸出代金の回収リスクをカバーする。銀行に持ち込む輸出手形のみならず、送金ベースの輸出債権にも掛けられる。金額の保険契約額は約 7 兆円になるので、我が国の輸出約 70 兆円の 1 割程度に NEXI の保険がかかっていることになる。最近では、欧米の制裁の緩和を受けて、特にイラン向け輸出への利用で注目されている。また、輸出の新たな担い手としては、中小企業や農林水産業の利用拡大が期待されている。

第二に投資に掛ける保険だ。海外子会社への出資に係わるカントリーリスク・天災など、いわゆるまさかの事態をカバーする保険である。ここ数年、日本企業の海外鉱物資源への投資が続いたこともあって、NEXI では年間 6,000 億円規模の引受を行った。資源価格下落による投資活動はトーンダウンしているが、価格が下がったこの時期だからこそのという投資もありうると思われる。資源に限らず、現地法人を本業外の非常事態から守るというニーズは根強い。

第三に融資の保険だ。日本から設備などを輸出する際、輸入者に対して銀行が代金支払

い用資金を貸し付けるいわゆるバイヤーズクレジットの市中銀行融資は、多くの部分が NEXI の保険で守られている。日本企業の海外事業への貸出にも利用されており、リーマンショック時に、海外現法による現地での資金調達が困難になって資金繰りがひっ迫した際、急遽行われた日本の銀行からのローンにもこの保険が活用された。最近では、日本からのインフラ輸出などの大がかりな海外展開を支援する為、カントリーリスク・天災などのカバー率を従来の 97.5% から 100% に上げるなどの利便性向上が図られている。

ほとんど宣伝めいた話になってしまったが、不確実な時代だからこそ、保険が役割を果たせる局面も多いと思われる。このところアジアをはじめとする新興国向けのニーズが高かったが、英国の EU 離脱という欧州までも混沌の時代を迎えて、今後は再び欧州ニーズも高まるかもしれない。

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2016 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>